平成29年2月15日

あんしん少額短期保険株式会社

**災害救助法適用地域の特別お取扱いについて**

　この度の「平成29年度豪雪にかかる災害」にて被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

　弊社では、災害救助法適用地域で被災されたご契約者の方からお申出を頂いた場合、次のような特別なお取扱いをいたします。

**１．保険料のお払込みについて**

　　保険料をお払込み中のご契約で、この度の災害によりお払込みが困難になった場合、保険料のお払込みを猶予する期間を最長６カ月間延長いたします。

**２．保険金・給付金の簡易迅速なお支払について**

　　お手続に必要な書類を一部省略する等により、簡易迅速なお取扱いをいたします。

**３．災害救助法適用地町村及び適用日について**

　①　新潟県長岡市　　　　　　平成30年2月15日

　　②　新潟県小千谷市　　　　　平成30年2月15日

　　③　新潟県十日町市　　　　　平成30年2月15日

④　新潟県魚沼市　　　　　　平成30年2月15日

　　⑤　新潟県東蒲原郡阿賀町　　平成30年2月15日

**【お問合せ先】**

**お客様相談室　通話無料　０１２０－６８５――３３６**

**受付時間9:00 ～ 17:00（土・日・祝日・年末年始を除く）**